

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号。以下「改正法」という。）の施行に伴う項の移動について所要の規定の整備を行うこと。

（第一条関係）

第二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

一 改正法による改正後の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号。以下「改正機構法」という。）において、新たに位置づけられた主務大臣の立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任するものとする事。

（第十九条関係）

二 改正機構法第二十六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限を関東財務局長等に委任するものとする事。

（第二十条関係）

第三 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正

一 改正法による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下「改正地域資源法」という。）第十四条第一項の規定による地域団体商標の登録料の軽減について、その手続及び軽減額を定めるものとする事。（第三条関係）

二 改正地域資源法第十四条第二項の規定による地域団体商標の手数料の軽減について、その手続及び軽減額を定めるものとする事。（第四条関係）

第四 中小企業信用保険法施行令の一部改正

改正地域資源法第十条第六項の規定による中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例の追加に伴い、所要の規定の整理を行うものとする事。（第二条関係）

第五 法人税法施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものとする事。（第五条関係）

第六 施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行するものとする事。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行するものとする事。（附則関係）